群馬がん治療技術総合特区申請経緯等

年月日	経 緯 等
H24. 9.13	群馬がん治療技術国際戦略総合特区地域協議会
H24. 9.28	国第3次申請締切 (国際戦略 1件[群馬県] 地域活性化10件) 群馬がん治療技術国際戦略総合特区申請
H24. 11. 22	群馬がん治療技術国際戦略総合特区申請 書類審査通過
H24. 12. 18	群馬がん治療技術国際戦略総合特区申請ヒアリング受検
H25. 2.15	国第3次申請分指定(国際戦略 0件 地域活性化 5件) [群馬がん治療技術国際戦略総合特区は指定されず]
H25. 4.23	群馬がん治療技術国際戦略総合特区地域協議会
H25. 4.30	国第4次申請締切 (国際戦略 1件 [群馬県] 地域活性化9件 [群馬県]) 群馬がん治療技術国際戦略総合特区・群馬がん治療技術地域活性総合 特区申請(併願)
H25. 7.23	群馬がん治療技術国際戦略総合特区・群馬がん治療技術地域活性総合 特区申請 書類申請通過 (国際戦略 1件 [群馬県] 地域活性化 6件 [群馬県] 通過)
H25. 8. 7	群馬がん治療技術国際戦略・地域活性化総合特区申請ヒアリング受検
H25.8下旬	総合特区ワーキンググループ及び総合特別区域推進本部による指定・ 推進方針のとりまとめ
H25.8末~ 9上旬	国第4次申請分指定
H26. 1頃	総合特区計画認定申請書提出
H26. 2頃	総合特区計画認定

総合特別区域 第4次申請状況

平成25年4月30日現在

(1)国際戦略総合特区

No.	申請主体名	申請特区名称
1	群馬県 (再)	群馬がん治療技術国際戦略総合特区 (群馬がん治療技術国際範略総合特区)

[※]申請主体名は、申請書の記載順を基に、地方公共団体、民間実施主体の順に表示しています。

(2)地域活性化総合特区

No.	申請主体名	申請特区名称
1)	群馬県 (新 国際→地域)	群馬がん治療技術地域活性化総合特区
2	岐阜県(新)	ぎふ未来健康社会創出総合特区
3	岐阜県養老町(新)	養老の郷づくり特区
4	静岡県(新)	ふじのくに食薬融合総合特区 ~健康長寿食品による疾病予防を目指す取組~
5)	滋賀県(再)	地域の"ものづくり力"を活かした「滋賀健康創生」特区 (しか医療・健康倉生ものつべりカノベーション総合特区)
6	京都府、京都市(新国際→四域)	京都クロスメディア・コンテンツ産業特区(Creative KYOTO) (コンテンツ産業国際戦略総合特区)
7)	奈良県 (再)	奈良公園観光地域活性化総合特区 (奈良公園、観光地域)活性化総合特区)
8	山口県周南市(新)	周南コンビナート国際競争力基盤(電力・港湾)強化総合特区
9	熊本県阿蘇市、南小国町、 小国町、産山村、高森町、(再) 南阿蘇村、西原村、山都町	千年の草原の継承と創造的活用総合特区 (阿蘇草原特 区)

[※]申請主体名は、申請書の記載順を基に、地方公共団体、民間実施主体の順に表示しています。



首相官邸

トップページ

トップ > 会議等一覧 > 地域活性化統合本部会合 > 総合特別区域推進本部

総合特別区域推進本部

平成25年5月7日

総合特別区域の第4次指定申請の状況について

内閣官房 地域活性化統合事務局 内閣府 地域活性化推進室

1. 指定申請の状況

このたび、総合特別区域第4次指定の選考対象となる、4月30日までの期間に受け付けた申請の状況を取りまとめましたので、公表します。

■指定申請件数

10件

【内訳】

国際戦略総合特別区域

1件

地域活性化総合特別区域

9件

■総合特別区域の第4次指定申請一覧(PDFファイル) ※ 裏面

なお、各地方公共団体等から提出された指定申請書等については、後日、ホームページで公表する予定です。

2. 今後のスケジュール(予定)

7月下旬 総合特別区域評価・調査検討会による第1次・第2次評価の結果及びヒアリン グ対象指定申請の公表

8月以降 総合特別区域推進ワーキンググループ及び総合特別区域推進本部による指 定・推進方針(案)の取りまとめ

8月下旬 総合特別区域の指定及び推進方針の策定

問い合わせ先 内閣官房地域活性化統合事務局 内閣府地域活性化推進室 担当:太田、占部、遠藤 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39永田町合同庁舎6階

群馬がん治療技術国際戦略総合特区構想について

資料1

重粒子線治療を中核としたがん医療産業拠点の形成

人類共通の課題である「がんの克服」と「我が国経済の成長」の双方の実現

H25.4月 総合特区に申請

重粒子線治療システムの海外展開

放射線専門人材の育成・輩出

最先端の医療機器・治療薬の創出

群馬大学医学部

群馬県立がんセンター



医療

人材

がんに関連する人、技術、 国際医療産業拠点へ



群馬大学重粒子線治療施設

群馬県立 県民健康科学大学

兵庫県立粒子線 医療センター

放射線医学 総合研究所

重粒子線医療横断的連携体制

学大副特

世界中から企業、医師、研究者、がん患者を受入れ

研究



(独)日本原子力研究開発機構 高崎量子応用研究所

企業



全国有数のものづくり産業の集積

【国際戦略総合特区】群馬がん治療技術国際戦略総合特区

資料2

目標:重粒子線治療を中核とした

国際的ながん医療産業拠点の形成

指定地域:事業実施主体の所在地 及びその周辺地域

I. 重粒子線治療の国内外への展開と高精度重粒子線治療技術の確立

政策課題

・我が国の医療産業の 発展と世界のがん対策 の向上

解決策

- ・普及型重粒子線治療システムの国内・海外展開(群大・三菱・東芝等)
- ・<u>高精度重粒子線治療技術(サブミリサージ・エリー・コンプトンカメラ等)の開発</u> (群大・原研・三菱・東芝・蔵前産業等)
- ・ものづくり企業との連携による重粒子線治療装置の部品・周辺機器の開発(群大・三菱・東芝・県内企業等)

新たな規制の特例措置等の提案

- ・重粒子線治療施設の製造及び改良 にかかる承認手続きの緩和(薬事法)
- ・病床規制の緩和(医療法)
- ·死亡情報の収集・提供に係る規制緩和(統計法、戸籍法)

Ⅱ. グローバルがん医療従事者の育成と世界への輩出

政策課題

・重粒子線治療における グローバルリーダーの 養成

解決策

・<u>放射線医学国際人材育成センターを設置</u>し、がん治療技術の高度化や 先端医療機器の開発・運用を担う医療人材を国内外から受入れ、育成し、 世界に輩出(群大・放医研・健科大・病院等)

新たな規制の特例措置等の提案

- ・外国の医療資格者の臨床修練にかかる規制緩和(医師法)
- ・重粒子線治療に不可欠な医学物理士の国家資格化(制度の創設)

Ⅲ. がん医療関連ビジネスモデルの構築

政策課題

・医療産業の活性化による経済成長

解決策

- ・<u>次世代医療産業創成センターを設置</u>し、ものづくり企業の医療分野への 参入を促進(県・産業支援機関・大学・企業等)
- ・診断、治療、術後のケアの各分野における革新的な医薬品・医療機器等の開発(群大・原研・太陽誘電・協和発酵キリン・サンデン等)
- ・群馬県外国人医療観光推進連絡会議を組織し、外国人医療観光を推進 (県・病院・観光協会 等)

新たな規制の特例措置等の提案

- ・責任者資格要件の緩和(薬事法)
- 法人税減税特別償却の活用
- ·各種助成事業の優先採択・利子補 給の活用

目標:重粒子線治療を中核とした「がん医療産業拠点」を形成

指定地域:群馬県全域

I. がん医療研究開発拠点の形成

政策課題

解決策

・世界最先端のがん治療 技術である重粒子線治療 を中核としたがん医療研究 開発拠点の形成

- ・<u>高精度重粒子線治療技術(サブミリヒームサージェリー・コンプトンカメラ等)の開発</u>(群大・原研・三菱・東芝・蔵前産業等)
- ・ものづくり企業との連携による重粒子線治療装置・周辺機器の開発と国内外への展開(群大・三菱・東芝・県内企業等)
- ・診断、治療、術後のケアの各分野における革新的医薬品・医療機器等の開発(群大・原研・太陽誘電・協和発酵キリン・サンデン等)

新たな規制の特例措置等の提案

- ·薬事法承認審査の優先審査(薬事 法)
- ・病床規制の緩和(医療法)
- ・死亡情報の収集・提供にかかる規制 緩和(統計法、戸籍法)

Ⅱ. がん医療人材育成拠点の形成

政策課題

・がん治療技術の高度化や先端医療機器の開発・ 運用を担うがん医療人材 育成拠点の形成

解決策

・<u>放射線医学国際人材育成センターを設置</u>し、がん治療技術の高度化や先端医療機器の開発・運用を担う医療人材の育成・輩出 (群大・放医研・健科大・病院等)

新たな規制の特例措置等の提案

- ・外国の医療資格者の臨床修練にかかる規制緩和(医師法)
- ・重粒子線治療に不可欠な医学物理 士の国家資格化(制度の創設)

Ⅲ. がん医療産業拠点の形成

政策課題

・医療分野へのものづくり 企業の参入促進、外国人 医療観光の推進によるが ん医療産業拠点の形成

解決策

- ・<u>次世代医療産業創成センターを設置</u>し、ものづくり企業の医療分野への 参入を促進(県・産業支援機関・大学・企業等)
- ・医薬品・医療機器メーカーを国内外から戦略的に誘致(県・市町村)
- ・群馬県外国人医療観光推進連絡会議を組織し、外国人医療観光を推進(県・病院・観光協会等)

新たな規制の特例措置等の提案

- ・責任者資格要件の緩和(薬事法)
- ・法人税減税・特別償却(制度の創設)
- ・各種助成事業の優先採択・利子補給の活用

総合特区制度の概要

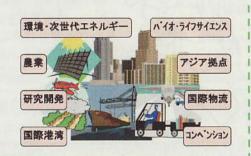
先駆的取組を行う実現可能性の高い区域に国と地域の政策資源を集中

- 地域の包括的·戦略的なチャレンジを、オーダーメードで総合的(規制·制度の特例、税制·財政·金融措置)に支援
- 総合特区ごとに設置される「国と地方の協議会」で国と地域の協働プロジェクトとして推進

2つのパターンの「総合特区」

①国際戦略総合特区

我が国の経済成長の エンジンとなる産業・機能の 集積拠点の形成



②地域活性化総合特区 地域資源を最大限 活用した地域活性化の 取組による地域力の向上



特例措置 支援措置

(1)規制・制度の特例措置

※特例措置・支援措置は、「国と地方の協議会」の協議を踏まえ、累次追加

- ○地域の取組に応じ、地域の責任ある関与の下、踏み込んだ規制の 特例措置を区域限定で実施
- ⇒ライフイノベーション、グリーンイノベーション等の本格展開の突破口
- ○個別の法令等の特例措置に加え、地方公共団体の事務に関し、 政省令で定めている事項を条例で定められることとする
 - ⇒ 地方分権を加速する突破口

(2)税制上の支援措置

- ①国際戦略総合特区
 - ○国際競争力強化のための法人税の軽減 (投資税額控除、特別償却、所得控除より選択)
 - ⇒国際競争力ある産業・機能集積拠点整備

②地域活性化総合特区

- ○地域戦略を担う事業者に対する個人出資に係る所得控除
- ⇒地域の志のある資金を結集
- (3) 財政上の支援措置: 関係府省の予算を重点的に活用。総合特区推進調整費により機動的に補完(H25予算124億円)
- (4)金融上の支援措置: 利子補給制度(O. 7%以内、5年間)の創設 (H25予算2.9億円)

総合特別区域 第1次指定・第2次指定・第3次指定

国際戦略総合特区

【第1次指定(H23.12.22)】

国際戦略総合特区と地方公共団体の名称 北海道フードコンブレックス国際戦略総合特区(北海道、札幌市、函館市、帯広市及び江別市並びに 北海道河東郡音更町、士幌町、上士幌町及び鹿追町、上川郡新得町及び清水町、河西郡芽室町、 中札内村及び更別村、広尾郡大樹町及び広尾町、中川郡幕別町、池田町、豊頃町及び本別町、 足寄郡足寄町及び陸別町並びに十勝郡浦幌町) つくば国際戦略総合特区~つくばにおける科学技術の集積を活用したライフイノベーション・グリーン 国際2 イノベーションの推進~(茨城県及びつくば市) 国際3 アジアヘッドクォーター特区(東京都) 国際4 京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区(神奈川県、横浜市及び川崎市) アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区(岐阜県、各務原市、愛知県、名古屋市、半田市、 春日井市、常滑市、小牧市及び弥富市並びに愛知県西春日井郡豊山町及び海部郡飛島村並びに名 国際5 関西イノベーション国際戦略総合特区(京都府、京都市、大阪府、大阪市、兵庫県及び神戸市) グリーンアジア国際戦略総合特区(福岡県、北九州市及び福岡市) 36 【第3次指定(H25.2.15)】 地域活性化総合特区と地方公共団体の名称 さがみロボット産業特区(神奈川県) ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区(内陸のフロンティアを拓く取組)(静田県 岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区(AAAシティおかやま)(岡山市) 九州アジア観光アイランド総合特区(福岡県等) 沖縄の地域制度 ながさき海洋・環境産業拠点特区(長崎県等)

地域活性化総合特区

	【第1次指定(H23.12.22)】
No.	地域活性化総合特区と地方公共団体の名称
1	札幌コンテンツ特区(北海道札幌市)
2	森林総合産業特区(北海道下川町)
3	レアメタル等リサイクル資源特区(秋田県)
4	栃木発再生可能エネルギービジネスモデル創造特区(栃木県)
5	畜産バイオマスの高効率エネルギー利用、炭化・灰化利用による環境調和型畜産振興特区(群馬県)
6	次世代自動車・スマートエネルギー特区(埼玉県さいたま市)
7	柏の葉キャンパス「公民学連携による自律した都市経営」特区(千葉県柏市等)
В	持続可能な中山間地域を目指す自立的地域コミュニティ創造特区(新潟県長岡市)
9	健幸長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区(新潟県見附市等)
10	とやま地域共生型福祉推進特区(富山県)
11	ふじのくに先端医療総合特区(静岡県)
12	未来創造「新・ものづくり」特区(静岡県浜松市)
13	次世代エネルギー・モビリティ制造特区(愛知県豊田市)
14	京都市地域活性化総合特区(京都府京都市、京都府)
15	国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区(大阪府等)
16	あわじ環境未来島特区(兵庫県、兵庫県洲本市、南あわじ市、淡路市)
17	和歌山県「高野・熊野」文化・地域振興総合特区(和歌山県)
18	「森里海連環 高津川流域ふるさと構想」特区(島根県益田地区広域市町村圏事務組合)
19	たたらの里山再生特区(中山間地域における里山を活用した市民による地域再生の挑戦)(島根県雲南市)
20	ハイパー&グリーンイノベーション水島コンピナート総合特区(岡山県)
21	環境観光モデル都市づくり推進特区(広島県)
22	尾道地域医療連携推進特区(広島県)
23	次世代型農業生産構造確立特区(山口県等)
24	かがわ医療福祉総合特区(番川県)
25	西条農業革新都市総合特区(愛媛県西条市)
26	東九州メディカルバレー構想特区(血液・血管医療を中心とした医療産業拠点づくり特区)(大分県、宮崎県)

【第2次指定(H24.7.25)】

No.	地域活性化総合特区と地方公共団体の名称
27	競争力と持続力を持つ交流6次化モデルの横築特区(山梨県南アルブス市)
28	みえライフイノベーション総合特区(三重県)
29	鳥取発次世代社会モデル制造特区(鳥取県)
30	先導的な地域医療の活性化(ライフイノベーション)総合特区(徳島県)
31	中心市街地と田園地域が連携する高松コンパクト・エコシティ特区(香川県高松市等)
32	椿による五鳥列島活性化特区(長崎県五島市等)

総合特別区域法のスキーム

総合特別区域推進本部(本部長:内閣総理大臣)

総合特別区域推進WG

総合特別区域基本方針(閣議決定)

総合特別区域指定申請

(国際戦略総合特別区域又は地域活性化総合特別区域)

- ・地方公共団体が地域協議会の協議等を経て申請
- ・民間は地方公共団体に指定申請することの提案が可能
- ・申請に併せ、新たな規制・制度改革や支援措置について提案

地域協議会

· 地方公共団体、 民間実施主体等 により構成

総合特別区域の指定

- ・推進本部の意見を聴いて内閣総理大臣が指定
- ・国と地域で課題解決の方向性を「国際競争力強化方針」「地域活性化方針」として共有
- ・指定の際に、必要に応じて留保条件を付与(計画認定までに整理)

総合特別区域計画の作成・認定

特例措置・支援措置の対象事業について記載



〇総合特別区域基本方針

- 1. 総合特区制度の意義及び目標
- ・政策課題を解決するための突破口
- ・地域の資源や知恵を地域の自立や活性化に向けて最大限利用
- 政策課題解決の実現可能性の高い区域における取組に対して、国と地域の政策 資源を集中(規制の特例措置・税制・財政・金融上の支援措置により総合的に支援)
- 2. 総合特別区域の指定基準
- ① 包括的・戦略的な政策課題の設定と解決策の提示
- ② 先駆性と一定の熟度
- ③ 実現を支える地域資源等の存在
- ④ 有効な国の規制・制度改革の提案 ⑤ 地域の責任ある関与

- ⑥ 明確な運営母体
- ※ 国際戦略総合特別区域については、指定数は少数に限定
- 3. 規制の特例措置/税制・財政・金融上の支援措置事項

国と地方の協議会 ※総合特別区域毎に設置

- 構成: ・国の関係行政機関・地方公共団体・事業の実施主体(民間企業・NPO等)等
- ・協議事項: ・新たな規制・制度の特例措置・税制・財政・金融上の支援措置等
- ※ 協議の整った事項について構成員は尊重義務を負う
- ※ 総合特区継続中は継続的に開催し、PDCAサイクルを実施

国が法令等の改正を措置(特例措置等が累次追加)

○特例措置・支援措置 ※特例措置・支援措置は、「国と地方の協議会」の協議を踏まえ、累次追加

- --(1)規制・制度の特例
 - ①個別法・政省令等の特例 (例)建築基準法の特例 通訳家内十法の特例 等
- ②地方公共団体事務について政省令で定める事項の条例委任の特例

- ~-(2)税制上の特例
 - ①国際戦略総合特区:国際競争力ある産業拠点整備のための法人税の軽減
- ②地域活性化総合特区:地域戦略を担う事業者に対する個人出資に係る所得控除

- (3)財政上の支援
 - ・総合特区に関する計画の実施を支援するため、各府省庁の予算制度を重点的に活用
- ・総合特区推進調整費により、なお不足する部分を機動的に補完

- -・(4) 金融上の支援-
 - 総合特区に関する計画に係る事業を実施する者が、金融機関から必要な資金を借り入れる場合に、総合特区支援利子補給金を支給

総合特区の指定基準概要

i) (国際戦略総合特区)産業の国際競争力の強化に資する事業を実施することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれること

(地域活性化総合特区)地域の活性化に資する事業を実施することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれること

- ii) 包括的・戦略的な政策課題の設定と解決策の提示があること
- iii) 成長分野の活性化や地域の活性化といった目的に対し有効で、我が国の成長に資する新しい分野を切り開くなど先 駆的な取組であり、一定の熟度を有すること
- iv) 実現を支える地域資源等が存在すること
- v) 今後の地域活性化を進める上で有効な国の規制・制度改革の提案があること
 - - -規制の改革(過去に行われた規制改革の改善や活用促進のための措置を含む)
 - -国の権限・事務の地方公共団体への委譲・ワンストップ化
 - -国の関係機関の業務の見直し
 - -国の制度、事務手続きの見直し(税制・財政・金融上の支援措置の改善、国の認定手続きの簡素化等) 等
- vi) 地域の責任ある関与があること
 - ・地域の責任ある関与が明らかな取組で、関係主体の合意が得られているものを想定 例)地方税の減免、地域独自の補助金や助成措置、地域独自のルールの設定、自らの権限に係る規制緩和、組織や体制の強化 等
 - ・既に、地域の自助努力による事前の施策が十分に行われている
 - ・成果目標の設定と事後チェック
- vii) 運営母体が明確であること
 - ・運営母体として、法に基づく地域協議会が組織されていること

総合特別区域法における規制の特例措置等

1. 法律で規定している規制の特例措置等

- ○下記の事項について、認定を受けた総合特別区域計画に基づく事業に適用する特別措置として、規制の特例措置等を規定。
 - (1)国際戦略総合特区及び地域活性化総合特区共通の特例措置等
 - ① 通訳案内士以外の者による有償ガイドの特例(通訳案内士法の特例)
 - ② 工業地域等における用途規制の緩和(建築基準法の特例)
 - ③ 特別用途地区内における用途制限の緩和(建築基準法の特例)
 - ④ 財産の処分の制限に係る承認の手続きの特例(補助金適正化法の特例)
 - ⑤ 工場等の高度化事業の市町村経由での実施(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の特例)
 - (2)国際戦略総合特区のみの特例措置
 - ⑥ 工場立地に係る緑地規制の特例(工場立地法及び企業立地促進法の特例)
 - (3)地域活性化総合特区のみの特例措置
 - ⑦ 従属発電の水利使用許可手続の簡素化・迅速化に関する特例(河川法及び電気事業法の特例)
 - ⑧ 特定酒類の製造事業・⑨特産酒類の製造事業(酒税法の特例)
 - ⑩ PFI方式を活用した民間事業者による特別養護老人ホーム設置(老人福祉法の特例)

2. 政省令等で規定している規制の特例措置

- 〇 政令については総合特区法施行令、省令については総合特区法施行規則(内閣府と規制所管省庁の共同省令)で対応等。 地域活性化総合特区のみの特例措置
 - ・コンビナート内の工場における余剰ガスの融通要件の緩和(ガス事業法施行規則の特例)
 - ・障害者就労支援事業の要件緩和(厚生労働省通知の特例)

3. 地方公共団体事務に関して政省令で規定する事項の条例委任の特例

〇地方公共団体の事務に関し、法律に基づき、政令又は省令で規定することとされている事項のうち、総合特区法施行令又は施行規則で定めるものについては、当該事項の特例措置を条例で定めることができることとする。(特例追加の法改正不要)

【特例措置の追加】

- 〇総合特区法施行後、総合特区の指定申請に伴う地域からの提案等に基づき国と地方の協議会での議論を経て措置することとされた特例 事項については、規制の根拠等に応じて、上記1、2及び3に準じて法令等の改正を行い、特例措置が累次追加される。
- ※上記1、2の他、3件の規制改革が全国において実施することとされた。

総合特区に係る税制上の支援措置の概要

1 国際戦略総合特区(法人税)

~下記の措置の選択適用~

〇 投資税額控除または特別償却

総合特区内で当該特区の戦略に合致する事業の用に供する機械、建物等を取得してその事業の用に供した場合、特別償却又は税額控除ができる制度を創設。

- 特別償却の割合:取得価額の50%(建物等25%)
- 税額控除の割合:取得価額の15%(建物等8%) 控除限度超過額の繰り越し:1年間
- ・ 事業者の指定及び設備等取得の期限: 平成26年3月31日まで

〇 所得控除

専ら、総合特区で適用される規制等の特例措置の適用を受ける事業等を行う法人について、当該事業による所得の20% を課税所得から控除できる制度を創設。

- ・ 適用期限:事業者の指定の日から5年間
- ・ 事業者の指定の期限: 平成26年3月31日まで
- 国際戦略総合特区の指定数は、少数に厳しく限定。
- ・ 地方公共団体も事業を実施する者の経済的負担を軽減するための措置(地方税の減免、補助金の交付等)を行う。

2 地域活性化総合特区(所得税)

〇 出資に係る所得控除

社会的課題解決に資する事業(ソーシャルビジネス等)を行う中小企業に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額から一定額を控除できる制度を創設。

- ・総合特区で指定後3年以内の企業が対象(指定の期限:平成26年3月31日まで)。
- ・前年の売上高に占める営業利益が2%以下の企業が対象。

総合特区に関連する予算措置の概要

財政上の支援措置

〇 各省の予算制度の活用

・地域の戦略・提案に基づく総合特区に関する計画の実現を支援するため、各省の予算制度を重点的に活用。

〇 総合特区推進調整費 (H25予算124億円)

- 各省の予算制度を活用した上でなお不足する場合に、各省の予算制度での対応が可能となるまでの間、機動的に補完。
- 地域の主体的取り組みを支援する観点から、目未定の経費として予算計上した上で、執行段階において、地域からの提案を踏まえ て使途を確定し、関係府省に移し替えて執行。

<推進調整費の使涂>

- (1) 指定を受けた総合特区に関し、各府省において、提案された規制・制度改革の検討を行う場合
- (2) 認定された総合特別区域計画に記載された、目的達成のために必要な事業への支援について、各省の予算制度での対応が可能と なるまでの間(最長3年間)機動的に補完する場合
- ① 各省の予算制度における要件を満たす場合 ⇒ 当該予算制度のルールを適用
- ② 規制・制度改革を基軸として国際競争力強化・地域活性化の実現を図る当該総合特区の計画の趣旨に基づき、各省予算制度を拡充 する場合
- ⇒ 補助率等は、現行の各府省の補助制度の補助率等を適用
- ⇒ 各府省の所管する関連施策の体系に著しい影響を与える等の理由で、総合特区推進WGにおいて不適切と判断される場合を除く

<推進調整費による支援額の上限>

①国際戦略総合特区 20億円/計画・年

②地域活性化総合特区

5億円/計画・年

金融上の支援措置:総合特区支援利子補給金(H25予算2.9億円)

〇 概要

・産業の国際競争力の強化(国際戦略総合特区)や地域の活性化(地域活性化総合特区)に資する事業に必要な資金の金融機関から の借入れに対して、当該金融機関が地域協議会の構成員であって、当該事業について認定を受けた総合特別区域計画に定められて いる場合、国が当該金融機関を指定したうえで、予算の範囲内で利子補給金を支給することにより、事業の円滑な実施を支援。

〇利子補給対象融資予定額 : 約300億円

: 金融機関が総合特区に関する計画に基づく事業の実施者へ最初に貸付けした日から起算して5年間 〇利子補給金の支給期間

〇利子補給率 : 0. 7%以内